○厚生労働省告示第四号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第八条第一項の規定に基づき、青少年雇用対策基本方針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので告示する。なお、第九次勤労青少年福祉対策基本方針（平成二十三年厚生労働省告示第百四十九号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年一月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

青少年雇用対策基本方針

目次

はじめに
第一　青少年の職業生活の動向
一　青少年を取り巻く環境の変化
二　青少年等の現状
㈠　若年労働力人口の動向
㈡　青少年をめぐる雇用情勢
㈢　就業構造の変化及び就業形態の多様化、自立に困難を抱える青少年の増大
㈣　働くことに関する青少年の意識
第二　青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項
一　青少年雇用対策の方向性
二　学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援
㈠　在学段階からの職業意識等の醸成
①　キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援
②　関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
③　労働法制に関する知識等の周知啓発
㈡　マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援
①　学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
②　既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
③　マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
④　労働関係法令違反が疑われる企業への対応
⑤　就職後の職場適応・職場定着のための支援
三　中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援
四　フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援
五　企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援
㈠　青少年の雇用管理の改善に向けた支援
㈡　青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
㈢　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現
六　職業能力の開発及び向上の促進
㈠　職業訓練の推進
㈡　職業能力検定の活用の促進
㈢　職業人生を通じたキャリア形成支援
七　ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援
八　地域における青少年の活躍促進
九　青少年福祉施策の実施

はじめに

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の制定以来、同法に基づき、福祉施設の設置や余暇活動の振興等、勤労青少年福祉施策が推進されてきた。

勤労青少年福祉法が制定された高度経済成長期から、青少年を取り巻く社会経済状況は大きく変化している。少子高齢化が一層進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、次代を担うべき存在として青少年が活躍できる環境整備を行うことが重要な課題となっている。

このため、就職準備段階から就職活動時、就職後のキャリア形成までの各段階において、総合的かつ体系的な青少年雇用対策を行うための初めての法的枠組みとして、勤労青少年福祉法を位置付けることとし、題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）と改めるほか、適職の選択に関する措置等を新たに規定したところである。

この法改正に伴い、従来の「勤労青少年福祉対策基本方針」については、「青少年雇用対策基本方針」として、その名称及び内容を改めることとする。

本基本方針では、青少年の職業生活に関する動向を明らかにするとともに、第九次勤労青少年福祉対策基本方針（平成二十三年厚生労働省告示第百四十九号。以下「第九次方針」という。）策定以降の社会・経済の変化、少子高齢化の進行や青少年に求められる社会の期待等を踏まえ、青少年が、仕事、人、社会への積極的な関わりを通じて自信と意欲を備え、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上を通じて継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して健全に成長することを促すため、また、これを支える関係機関の連携による社会的ネットワークの整備を図るため、施策の基本となるべき事項を示すこととする。

青少年の対象年齢については、第九次方針において「三十五歳未満」としていたことを踏まえ、引き続き、「三十五歳未満」とする。

ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「四十五歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条及び第三条の規定にあるように、青少年雇用対策は、青少年の意欲や能力に応じて、青少年が有為な職業人として成長するよう、就職支援、職業生活における自立促進等の必要な支援を行うこととしている。なお、法第三条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれるものである。

本方針の運営期間は、平成二十八年度から平成三十二年度までの五か年とする。

第一　青少年の職業生活の動向

一　青少年を取り巻く環境の変化

我が国の社会、経済をめぐる環境は、近年目まぐるしく変化している。サービス経済化や知識社会化が一層進み、産業活動や職務の内容は、知識・知恵や高度なノウハウの提供・活用により付加価値を生み出すものに重心を移しつつある。また、アジア市場の拡大等により、経済活動の国際化が一層進展し、世界経済の連鎖が強まっている。

このような社会・経済環境の下での、青少年の雇用動向を見ると、青少年人口が減少局面にあっても、若年層の完全失業率は他の年齢層と比較しても高い水準にある。

こうした中、学校等の新規卒業予定者（以下「学校卒業見込者」という。）の就職環境はいわゆるリーマンショック後の悪化から回復する一方で、いわゆるフリーターと言われる不安定就労を繰り返す者や、いわゆるニートと言われる若年無業者の数も高水準で推移しており、ニートの該当年齢層人口に対する比率（無業率）は、おおむね上昇傾向にある。

大学への進学率は、引き続き上昇傾向にあり、平成二十一年以降はおおむね五十パーセントを超える水準にある。その一方で、各学校段階での中途退学者が相当程度の頻度で発生し、これらの者がその後、いわゆる非正規雇用となる割合が高くなるとともに、就職先が決まらないまま卒業した者や卒業後に非正規雇用となる者も一定数存在しており、継続的なキャリア形成実現を図ることが困難な状況となっている。

以下、これらの青少年の職業生活の動向について、より具体的なデータに基づき概観する。